

平成三十年四月六日受領
答弁第一八三号

内閣衆質一九六第一八三号

平成三十年四月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の安倍昭恵氏に関わる答弁の検証に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の安倍昭恵氏に関わる答弁の検証に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

御指摘の「検証するすべを持たない」、「未だ全く明らかにされていない」、「真偽を知るすべはない」、「主たる根拠」等の意味するところが必ずしも明らかでないが、安倍内閣総理大臣は、例えば、平成二十九年三月二十四日の参議院予算委員会において「私自身はこの問題についてももう何時間も相当これもう答弁を、総理大臣として責任を持って答弁をさせていただけますから、そういうことで御議論をいただきたいと、このように思う次第でございます」等と答弁し、平成三十年三月二十六日の同委員会において「妻がどう答えたのか、あるいはどう考えたかということについては全て私がお答えをさせている。総理大臣として委員会で述べるということは総理大臣の責任として述べているわけでありますから、極めて重い答弁をさせていたいただいている」等と答弁しているところである。